

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
1	表紙	<p>新潟県土木工事標準仕様書 ← その3 ← 令和6年1月 ← 新潟県土木部</p>	<p>新潟県土木工事標準仕様書 ← その3 ← 令和7年2月 ← 新潟県土木部</p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由																																										
3	改正経緯	<div data-bbox="486 405 1463 1413" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新潟県土木工事標準仕様書 その3 改正経緯</p> <table style="margin: auto;"> <tr><td>平成26年6月1日</td><td>制定・同日施行</td></tr> <tr><td>平成28年7月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成29年10月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成30年1月4日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成30年8月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和元年9月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和3年2月15日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和4年2月15日</td><td>一部改定・同日施行</td></tr> <tr><td>令和5年1月1日</td><td>一部改定・同日施工</td></tr> <tr><td>令和6年1月1日</td><td>一部改定・同日施工</td></tr> </table> </div>	平成26年6月1日	制定・同日施行	平成28年7月1日	一部改正・同日施行	平成29年10月1日	一部改正・同日施行	平成30年1月4日	一部改正・同日施行	平成30年8月1日	一部改正・同日施行	令和元年9月1日	一部改正・同日施行	令和3年2月15日	一部改正・同日施行	令和4年2月15日	一部改定・同日施行	令和5年1月1日	一部改定・同日施工	令和6年1月1日	一部改定・同日施工	<div data-bbox="1596 405 2496 1413" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新潟県土木工事標準仕様書 その3 改正経緯</p> <table style="margin: auto;"> <tr><td>平成26年6月1日</td><td>制定・同日施行</td></tr> <tr><td>平成28年7月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成29年10月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成30年1月4日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>平成30年8月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和元年9月1日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和3年2月15日</td><td>一部改正・同日施行</td></tr> <tr><td>令和4年2月15日</td><td>一部改定・同日施行</td></tr> <tr><td>令和5年1月1日</td><td>一部改定・同日施工</td></tr> <tr><td>令和6年1月1日</td><td>一部改定・同日施工</td></tr> <tr><td style="color: red;">令和7年2月20日</td><td style="color: red;">一部改定・同日施工</td></tr> </table> </div>	平成26年6月1日	制定・同日施行	平成28年7月1日	一部改正・同日施行	平成29年10月1日	一部改正・同日施行	平成30年1月4日	一部改正・同日施行	平成30年8月1日	一部改正・同日施行	令和元年9月1日	一部改正・同日施行	令和3年2月15日	一部改正・同日施行	令和4年2月15日	一部改定・同日施行	令和5年1月1日	一部改定・同日施工	令和6年1月1日	一部改定・同日施工	令和7年2月20日	一部改定・同日施工	
平成26年6月1日	制定・同日施行																																													
平成28年7月1日	一部改正・同日施行																																													
平成29年10月1日	一部改正・同日施行																																													
平成30年1月4日	一部改正・同日施行																																													
平成30年8月1日	一部改正・同日施行																																													
令和元年9月1日	一部改正・同日施行																																													
令和3年2月15日	一部改正・同日施行																																													
令和4年2月15日	一部改定・同日施行																																													
令和5年1月1日	一部改定・同日施工																																													
令和6年1月1日	一部改定・同日施工																																													
平成26年6月1日	制定・同日施行																																													
平成28年7月1日	一部改正・同日施行																																													
平成29年10月1日	一部改正・同日施行																																													
平成30年1月4日	一部改正・同日施行																																													
平成30年8月1日	一部改正・同日施行																																													
令和元年9月1日	一部改正・同日施行																																													
令和3年2月15日	一部改正・同日施行																																													
令和4年2月15日	一部改定・同日施行																																													
令和5年1月1日	一部改定・同日施工																																													
令和6年1月1日	一部改定・同日施工																																													
令和7年2月20日	一部改定・同日施工																																													

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)			改定案(令和7年2月以降適用版)			改定理由								
9	(監督の実施)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 369 700 457">項目</th> <th data-bbox="700 369 1219 457">業務内容</th> <th data-bbox="1219 369 1537 457">関連図書及仕様項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 457 700 1602"> 1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 </td> <td data-bbox="700 457 1219 1602"> 請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要) </td> <td data-bbox="1219 457 1537 1602"> 標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-5 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-7 (様式-3) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及仕様項	1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-5 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-7 (様式-3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1555 369 1837 457">項目</th> <th data-bbox="1837 369 2356 457">業務内容</th> <th data-bbox="2356 369 2674 457">関連図書及仕様項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 457 1837 1602"> 1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 </td> <td data-bbox="1837 457 2356 1602"> 請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要) </td> <td data-bbox="2356 457 2674 1602"> 標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-6 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式-3) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及仕様項	1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-6 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式-3)	条文追加による番号の修正
項目	業務内容	関連図書及仕様項														
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-5 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-7 (様式-3)														
項目	業務内容	関連図書及仕様項														
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 約款及び指図図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-11により省略の可否について判断する。 「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。 約款及び指図図書に示された指示、承諾、協議(詳細図書の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	標仕第1編 1-1-1-3 標仕第1編 1-1-1-6 適正比法 第15条 適正比指針 第2 5.(5) 約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式-3)														

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
10		<p>⑤ 条件変更に関する、確認、調査、検討、通知。</p> <p>⑥ 変更設計図面及び、数量等の作成。</p> <p>⑦ 関連工事との調整。</p> <p>⑧ 工程把握及び工事、促進指示。</p> <p>⑨ 工期変更協議の対象、の確認。</p> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>約款第19条、 (条件変更等)。 標仕第1編 1-1-1-3。</p> <p>約款 第19条、 標仕第1編 1-1-1-17。</p> <p>約款 第2条、 (関連工事の調整)。 標仕第1編 1-1-1-14。</p> <p>約款 第12条、 (履行報告)。 標仕第1編 1-1-1-31。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-18、 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)。 約款第19条(条件変更等)。 約款第20条(設計図書の変更)。 約款第21条(工事の中止)。 約款第22条(受注者の請求による工期の延長)。 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2)。 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)。</p>	<p>⑤ 条件変更に関する、確認、調査、検討、通知。</p> <p>⑥ 変更設計図面及び、数量等の作成。</p> <p>⑦ 関連工事との調整。</p> <p>⑧ 工程把握及び工事、促進指示。</p> <p>⑨ 工期変更協議の対象、の確認。</p> <p>① 約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を 確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ地域整備部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、地域整備部長等へ報告する。</p> <p>約款第19条、 (条件変更等)。 標仕第1編 1-1-1-3。</p> <p>約款 第19条、 標仕第1編 1-1-1-18。</p> <p>約款 第2条、 (関連工事の調整)。 標仕第1編 1-1-1-15。</p> <p>約款 第12条、 (履行報告)。 標仕第1編 1-1-1-32。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-19、 約款第16条(支給材料及び貨与品) 約款第18条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)。 約款第19条(条件変更等)。 約款第20条(設計図書の変更)。 約款第21条(工事の中止)。 約款第22条(受注者の請求による工期の延長)。 約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)(様式-2)。 約款第40条(前払金等の不払いに対する工事中止)。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
11		<p>「 (10) 地域整備部長等への報告。」</p> <p>「 1) 工事の中止及び、工期の延長の検討、及び報告。」</p> <p>「 ① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。」</p> <p>「 2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告。」</p> <p>「 ① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 ② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 4) 第三者に及ぼした、損害の調査及び報告。」</p> <p>「 5) 部分使用の確認、及び報告。」</p> <p>「 約款 第 21 条、(工事の中止) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-18。」</p> <p>「 約款 第 22 条、(受注者の請求による工期の延長) 」、</p> <p>「 約款 第 28 条、(一般的損害) 」、</p> <p>「 約款 第 30 条、(不可抗力による損害) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-46。」</p> <p>「 約款 第 30 条。」</p> <p>「 約款 第 29 条、(第三者に及ぼした損害) 」、</p> <p>「 約款 第 34 条、(部分使用) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-29。」</p>	<p>「 (10) 地域整備部長等への報告。」</p> <p>「 1) 工事の中止及び、工期の延長の検討、及び報告。」</p> <p>「 ① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。」</p> <p>「 2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告。」</p> <p>「 ① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 ② 損害額の負担請求内容を審査し、地域整備部長等へ報告する。」</p> <p>「 4) 第三者に及ぼした、損害の調査及び報告。」</p> <p>「 5) 部分使用の確認、及び報告。」</p> <p>「 約款 第 21 条、(工事の中止) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-19。」</p> <p>「 約款 第 22 条、(受注者の請求による工期の延長) 」、</p> <p>「 約款 第 28 条、(一般的損害) 」、</p> <p>「 約款 第 30 条、(不可抗力による損害) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-48。」</p> <p>「 約款 第 30 条。」</p> <p>「 約款 第 29 条、(第三者に及ぼした損害) 」、</p> <p>「 約款 第 34 条、(部分使用) 」、 「 標仕第 1 編 1-1-1-30。」</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
12		<p>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定、</p> <p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告、</p> <p>8) 工事関係者に関する措置請求、</p> <p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告、</p> <p>2. 施工状況の確認等、</p> <p>(1) 事前調査等、</p> <p>① 工事基準点の指示、</p> <p>② 既設構造物の把握、</p>	<p>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定、</p> <p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告、</p> <p>8) 工事関係者に関する措置請求、</p> <p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告、</p> <p>2. 施工状況の確認等、</p> <p>(1) 事前調査等、</p> <p>① 工事基準点の指示、</p> <p>② 既設構造物の把握、</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
13		<p>③支給（貸与）品の確認、</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は、立会、</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握、</p> <p>⑥工事区域用地の把握、</p> <p>⑦その他必要な事項、</p> <p>(2) 指定材料の確認、</p> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> <p>(3) 品質証明、</p> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3、</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4、</p> <p>(4) 工事施工の立会、 (確認も含む)、</p> <p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p> <p>(5) 工事施工状況の、 確認（段階確認）、</p> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、現場等により確認を行う。</p> <p>(6) 工事施工状況の、 把握、</p> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜現場等により把握を行う。</p>	<p>③支給（貸与）品の確認、</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は、立会、</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握、</p> <p>⑥工事区域用地の把握、</p> <p>⑦その他必要な事項、</p> <p>(2) 指定材料の確認、</p> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> <p>(3) 品質証明、</p> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3、</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4、</p> <p>(4) 工事施工の立会、 (確認も含む)、</p> <p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p> <p>(5) 工事施工状況の、 確認（段階確認）、</p> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、現場等により確認を行う。</p> <p>(6) 工事施工状況の、 把握、</p> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜現場等により把握を行う。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
14		<p>「(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握。」</p> <p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。」</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。」</p> <p>「(8) 改造請求及び破壊による確認。」</p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。」</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。」</p> <p>「(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し。」</p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。」</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に不当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。」</p>	<p>「(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握。」</p> <p>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。」</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事については、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。」</p> <p>「(8) 改造請求及び破壊による確認。」</p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。」</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。」</p> <p>「(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し。」</p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。」</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に不当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。」</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)		改定案(令和7年2月以降適用版)		改定理由		
15		<p>3. 円滑な施工の確保。</p> <p>(1) 地元対応。</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整。</p> <p>4. その他。</p> <p>(1) 現場発生品の処理。</p> <p>(2) 臨機の措置。</p> <p>(3) 事故等に対する措置。</p> <p>(4) 工事成績の評定。</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会。</p> <p>(6) 検査日の通知。</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</p> <p>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-42。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-42。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-20。</p> <p>約款 第 27 条 (臨機の措置)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-26。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-26。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-27。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-26。</p>	<p>3. 円滑な施工の確保。</p> <p>(1) 地元対応。</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整。</p> <p>4. その他。</p> <p>(1) 現場発生品の処理。</p> <p>(2) 臨機の措置。</p> <p>(3) 事故等に対する措置。</p> <p>(4) 工事成績の評定。</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会。</p> <p>(6) 検査日の通知。</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長等及び県担当課に報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</p> <p>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-44。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-21。</p> <p>約款 第 27 条 (臨機の措置)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-38。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-27。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-28。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-29。</p> <p>標仕第1編 1-1-1-27。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
28	別紙-1	<p>別紙-1</p> <p>施工計画書の省略について。</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-5 第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事。 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事。 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事。 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。 	<p>別紙-1</p> <p>施工計画書の省略について。</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-6 第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事。 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事。 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事。 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。 	条文追加による番号の修正
30	別紙-3	<p>別紙-3</p> <p>品質証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的 一般の製品と違い、契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままでも自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 （土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25） 	<p>別紙-3</p> <p>品質証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的 一般の製品と違い、契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままでも自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 （土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-26） 	条文追加による番号の修正
32	別紙-4	<p>別紙-4</p> <p>品質証明員届</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25） 	<p>別紙-4</p> <p>品質証明員届</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-26） 	条文追加による番号の修正

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
35	様式-3	<p>様式-3</p> <p>工事打合簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-7第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p>	<p>様式-3</p> <p>工事打合簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-8第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p>	条文追加による番号の修正
36	様式-4	<p>様式-4</p> <p>履行状況報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-31に基づく履行状況を報告します。</p>	<p>様式-4</p> <p>履行状況報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-32に基づく履行状況を報告します。</p>	条文追加による番号の修正
37	様式-5	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-22に基づく検査(確認を含む)をお願いします。</p>	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-23に基づく検査(確認を含む)をお願いします。</p>	条文追加による番号の修正
38	様式-6	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-23に基づく検査(確認を含む)をお願いします。</p>	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-24に基づく検査(確認を含む)をお願いします。</p>	条文追加による番号の修正

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
62		<p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。←</p> <p>(1) 適用範囲←</p> <p>ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり←</p> <p>1) 高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしPCは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門。（ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。）←</p> <p>2) 全てのコンクリート構造物のうち、有害なひび割れ（注1）が発生したもの。（有害なひび割れ（注1）が発生していない場合でも、ひび割れ有無の調査を実施しその結果ひび割れなしの報告（様式自由）を書面にて監督員に報告しなければならない。）←</p>	<p>3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。←</p> <p>(1) 適用範囲←</p> <p>ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり←</p> <p>1) 高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしPCは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門。（ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。）←</p> <p>2) 1)以外の鉄筋コンクリート構造物のうち、有害なひび割れ（注1）が発生したもの。←</p> <p>※無筋コンクリートについては、耐久性、防水性・水密性等に問題のある有害なひび割れと推測される場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。←</p>	<p>令和6年2月20日付け技第1038号「土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法の改定について（通知）」【技術管理課】</p>
128		<p>（「1-1-1-52 道路施設台帳の作成」関係）←</p> <p>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】←</p>	<p>（「1-1-1-54 道路施設台帳の作成」関係）←</p> <p>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】←</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>
133		<p>新潟県道路台帳登録実施方法←</p> <p>【道路施設台帳登録までの流れ】←</p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、諸元情報入力様式を取得する。←</p> <p>②道路施設工事原因者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に諸元情報入力様式を提供する。←</p> <p>③原因者は、新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】に基づき、受注者に諸元情報入力様式を提供し、諸元情報の入力を依頼する。←</p> <p>④受注者は、諸元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。←</p> <p>⑤原因者は、入力された情報の内容を確認の上、台帳管理者に提出する。←</p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理施設システムに諸元情報入力様式を登録する。←</p> <p>※1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。←</p> <p>※2 地域機関の維持管理課が発注する補修や補強等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。←</p> <p>※3 補修や補強などの工事の場合、マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。←</p> <p>※4 諸元情報は電子納品対象物とし、新潟県電子納品実施要領に基づき、「OTHERS」フォルダ内に「その他オリジナルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び拡張子を変えずに保存する。←</p>	<p>新潟県道路台帳登録実施方法←</p> <p>【道路施設台帳登録までの流れ】←</p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、諸元情報入力様式を取得する。←</p> <p>②道路施設工事原因者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に諸元情報入力様式を提供する。←</p> <p>③原因者は、新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】に基づき、受注者に諸元情報入力様式を提供し、諸元情報の入力を依頼する。←</p> <p>④受注者は、諸元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。←</p> <p>⑤原因者は、入力された情報の内容を確認の上、台帳管理者に提出する。←</p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理施設システムに諸元情報入力様式を登録する。←</p> <p>※1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。←</p> <p>※2 地域機関の維持管理課が発注する補修や補強等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。←</p> <p>※3 補修や補強などの工事の場合、マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。←</p>	<p>修正（「新潟県道路施設台帳作成要領」に台帳情報の提出時期・方法を詳細に定めており、「なお～」以降の記載は混乱を招く恐れがあるため）【道路管理課】</p>